

確立期幕府の王権認識

吉田, 昌彦
九州大学大学院比較社会文化研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1546841>

出版情報 : 九州文化史研究所紀要. 56, pp.1-34, 2013-03-29. 九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門
バージョン :
権利関係 :



確立期幕府の王権認識

吉 田 昌 彦

一、はじめに

幕藩制国家の王権に関する所説として、現在、次の三つの立場が大別することができるとされている。⁽¹⁾

- ① 将軍が王であるとする立場（曾根原理氏、大桑斉氏）
 - ② 徳川と天皇との複合王権とする立場（宮地正人氏、深谷克己氏、山本博文氏、堀新氏）
 - ③ 将軍と天皇とが両者とも王であるとする立場（黒田日出男氏、吉田孝氏）
- そして、①の将軍が王であるとする所説として、公儀権力による「法度による統制」の確立を提唱した朝尾直弘氏の見解が存在することも忘れてはならないであろう（「将軍権力の創出」岩波書店、一九九四年）。
- 筆者も、幕藩制国家の王権システムを分析し、その結果、幕藩制国家には二つの王権システムが並存していたと
の見解を懐くに至った。二つの王権システムとは、「公儀権権力者を『王』とする王権システム」と「天皇を『王』
とする王権システム」である。

かかる王権システムの並存は、次の端的な事実で説明できるものと考えられる。

すなわち、幕藩制国家の王権を考える時、この国家が封建国家である以上、大名、天皇を含む公家・寺社などの領地を独占的に与える権限を持つ公儀権力者が「王」（「封建王」）であることは疑問の余地はない。しかし、この公儀権力者が天皇より従一位・正二位や征夷大將軍・内大臣などの官位を授与されているのも事実である。つまり、領地（土地）の場では、公儀権力者は「封建王」として君臨しているが、官位の場では古代律令制国家に淵源を発する官位制度のもとに置かれ、公儀権力者も「源朝臣」という天皇の臣下という性格を有している。ここにおいては天皇も「王」であることは否定できない。

つまり、幕藩制国家においては二人の「王」が存在したといえ、このことは、とりもなおさず幕藩制国家には「公儀権力者を『王』とする王権システム」と「天皇を『王』とする王権システム」とが並存していたことを意味している⁽²⁾。

このような「簡明かつ本質的な事実」にもとづいて一つの王権システムの並存は説明できると考えるのであるが、幕藩制国家下における王権の問題について幕府はどのような見解を懷いていたのであろうか。

幕府において王権に関する理論的な整理を行ったのは幕府内部にいた儒学者であると考えられる。管見の限りでは正徳の治を主導した新井白石・荻生徂徠に関する研究が主たるものであるが、幕府の儒官である林家の見解については新井白石との対比で山本博文氏が林信篤に触れている。氏は、林信篤が、白石の新令に対して「上とは天子の御事を申す也」と批判したことをとりあげて「天皇こそ王であり、將軍はそうではないと考えていることが明らかである」と指摘している⁽⁴⁾。また、筆者も林羅山の『家光公御上洛記』の一部を根拠として「王霸論」的秩序観における全国統治権の所在に関し考察したことがある⁽⁵⁾。しかし、この考察は、『家光公御上洛記』の一部分を使用したもので、將軍徳川家光の命により林羅山が撰した『寛永甲戌御入洛記』については検討しておらず、林羅山が王権の問題についてどのように考えていたか、十分に解明できていない。このため、林羅山、ひいては確立期、幕府が

王権の問題をどのように考えていたかを知るために小論では「台命」により著された『寛永甲戌御入洛記』を分析することとしたい。その際、筆者が想定した幕藩制国家における二つの王権システムの並存が、同書のなかで見出すことができるかも検証することとしたい。

二、『寛永甲戌御入洛記』と「公儀権力者を『王』とする王権システム」

第三代將軍徳川家光の「台命」により寛永十一年の家光の上洛参内の様子を幕府儒官の林羅山は『寛永甲戌御入洛記』に記している。この内容を分析することにより幕府が幕藩制国家下における王権の在り方をどのように理解していたかを分析したいと思う。

まず、冒頭、家康・秀忠の治世及び上洛前における家光の治世に関しては次のとおり記している。

東照大権現始平其不道征其不王而領扶桑文武相総寛猛兼濟諸侯畏之兆民戴之拳世皆所知也

台徳院殿継守文之緒重熙累洽

常勤政事正者愈正安者益安降霈澤于一天重家運於九鼎闔國人莫不瞻仰而欽奉焉方今幕下大君膺三葉之丕圖起万年之大功賞罰明而人皆勸法令正而衆悉悅列國侯伯無不心服

六合臣民無不得処雖然安不忘危治不忘乱惟文惟武左之右之有其具則易其備可謂置天下於太山之安矣蓋是其生知之所使然乎高山不可度也深淵不可測也巍巍蕩蕩何易言哉守成之德於是為盛今茲寛永十有一年夏六月二十日乙亥拳玉趾于江戸城七月乙酉朔越十有一日入洛

風伯弘塵雨師清道清先驅後乘連日夾道數百里不絶然能整齊而竟無嘩自匪号令能聽則何其至于斯哉詩云肅肅馬鳴悠

悠旆旌其是之謂乎五等之有爵者先行拜謁于洛陽者進退蹶躅惟慎雖古帝王巡狩時皆于岳之禮不能過之也⁽⁶⁾

細線部は家康（「東照大権現」）の治世に關してであるが、「不道」の行いをしている者や「不王」（「王」たり得ない）の者を平定・征伐し「扶桑」（日本）を「領」して「文武」両面を具え、寛大さと猛々しさを「齊」しく整えているため、「諸侯」（諸大名）は「畏」み従い全ての民は、その支配者として「戴」いていることは、衆知のことであるとしている。

この説明における家康の位置づけは、争乱を鎮定し正義を回復した「文武相総寛猛兼濟」を具えた有徳の英雄であり、かつ「領扶桑」「諸侯畏之兆民戴」という部分に象徴されるように日本を領有し全ての大名と士庶民がその支配に服している中央統一権力者Ⅱ「封建王」であると考えるのが妥当であろう。すなわち、徳川家康Ⅱ公儀権力者を「封建王」とする王権システムにもとづいて林羅山が叙述していたことを確認できるのである。

次に、破線部は、秀忠（「台徳院」）の治世に關するものであるが、家康の事業を繼承して、その制度・法令を守つて武力でよらないで国を治める最初の段階（「継守文之緒」）を担い、「重熙累治」（明徳の君主が次々と現れ、その徳が重なり広まっているという意味、ここでは家康に繼いで秀忠という明徳の君主が現れその徳治が恩恵をもたらしているということ）、常に政治に努め正しいことはいよいよ正しく安らかな者はいよいよ安らかになり、その大きな徳沢は天下に普く及んでおり徳川將軍家の家運を「九鼎」より重くし国中の人々では仰ぎ見て敬い奉じない人はいない、としている。

秀忠に關する説明においては、家康の後継者として徳治を行いその恩恵は国中に行き渡っているために「闔国人莫不瞻仰而欽奉」とあるように日本中の人々から支配者として慕われており、家康の中央統一権力者Ⅱ「封建王」という位置づけを繼承していることは明らかである。すなわち、秀忠に關しても、公儀権力者を「封建王」とする

王権システムに即して林羅山は描いていたのである。

さらには波線部は家光に関する記述であるが、その大意は次のとおりである。

家光「幕下大君」、「幕下」は近衛大将の唐名、さらには將軍・大將軍の異稱、⁽⁷⁾ここにおける「大君」は君主に対する敬称）は「三葉之丕圖」（家康以来の大いなるはかりごと）を服膺して「万年之大功」（長い間積み上げてきた大きな功績）を取り上げるなど「賞罰」を「明」らかにしており人々は、皆、法令が正しいため喜んでそれに従い士庶民は悉く喜び諸大名も心服しないものはおらず、「六合之臣民」（全宇宙の臣民）は皆、安んじる場所を持っている。このように、家光は、平安であるけれども危機を忘れず統治がうまくいっているけれども乱を忘れず、文と武を兼ね備える必要に応じて文武の比重を変えて具えるようにしているので、あらゆる事態に対処することができるので「天下を泰山の安きに置く」というべき状態である。このような家光の資質は生得のものでその高さも深さも測ることができないほどのものである。その大きさ、高遠さはどのようにも表現できないほどのものである。「守成之徳」（創始者から受け継いだ事業をより堅固にする能力、さらにはその成果・功績）が顕著である。

この家光の治世・徳の評価は、秀忠同様、家康以来の徳川將軍家の統治を継承し、それを徳治の観点から拡大したものとして礼賛したものである。また、「六合之臣民」（全宇宙の臣民）という言葉に示されるように家光は日本人々を「臣民」とする「封建王」であるという理解が記されており、ここにおいても、家康・秀忠同様、公儀権力者を「封建王」とする王権システムで描かれていたことを知ることができるのである。

これまでの幕府儒官林羅山の家康・秀忠・家光観は、いずれも有徳の君主で素晴らしい徳治を展開している存在であり、日本を領有し日本人々を「臣民」としているものであり「封建王」として位置づけるのに相応しいもの

であった。そこには、徳川将軍家（公儀権力者）による日本統治や日本領有の正当性は、他者に仰ぐのではなく自身の徳や成し遂げた統治事業を根拠としている。つまり、自己完結している「王権」の正当性というべきものである。

このように自己完結した正当性を有する「王権」と描いた後に波線部に続く太線部に始まる家光上洛の記事に移っていく。波線部の末尾・太線部の冒頭「守成之徳於是為盛今茲……日入洛」という叙述に見られるように、家光の治績や徳が頂点に達していることを承けて家光が「入洛」しているというもので、その上洛の行列や上洛直後の記事（二点破線部）においては家光の強大な勢威と秩序正しい統率者としての徳とを強調するトーンで描かれている。

すなわち、「風伯払塵雨師清道清先驅後乘連日夾道數百里不絶然能整齊而竟無嘩自匪号令能聽」とあるように連日、上洛する家光の供をする整然と統制がとれた行列が絶え間なく延々と続いているとし、その大軍を動員し得る家光の強大さを強調する一方、その大軍の静肅さと威厳は「肅肅馬鳴悠悠旆旌」という詩句そのものであると称賛している。ここにおいて、羅山は、整然と秩序ある大軍の統率者としての家光像を提示しているのである。

続いて、羅山は、家光に先立って上洛していた「五等之有爵者」が家光に拝謁する際の「進退」「蹴踏（ゆつくり）として進まないさま）」は「慎み」そのものであり、その家光に拝謁する「五等之有爵者」の礼は、「雖古帝王巡狩時皆于岳之禮不能過之也」と評することができるほどのものであったとしている。

因みに「五等之有爵者」とは、古代中国において諸侯を公爵・侯爵・伯爵・子爵・男爵という五つの階位に分けていたことにもとづく表現で、羅山が諸大名を「諸侯」として捉えていたことを示すとともに、「諸侯」の慎み深く、かつ畏れ敬った礼を受ける家光を「古帝王」と比較し、その徳は「古帝王」を越えたものとして描いている。

これら二点破線部において、羅山は、家光（公儀権力者）と諸大名との関係を「古帝王」と「諸侯」との関係に

比定し、家光を「古帝王」以上の徳を有し「諸侯」を統率下に置く「現在の帝王」であると推認させる文章を草しているのである。

以上の記事に続いて、『寛永甲戌御入洛記』は、家光が入洛し二条城に入るや昵懇の公卿が迎え、上洛の翌日には勅使・院使・皇太后使が入洛を賀していることなど、家光が朝廷側と直接、接触する場面の記事に移っていく。

では、これまでのように家光を「封建王」として描く基調、換言するならば公儀権力者を「封建王」とする王権システムに即した基調は、家光が、直接、朝廷と接触する場面、換言するならば家光と天皇（的要素）が同時に現れる場面でも一貫として続いていたのであろうか。

既而在二条城厥明 詔使 院使共來賀依例所近侍之月卿雲客亦奉謁翌日 詔使 院使復來聘礼 皇太后亦有贈進焉
撰政三台親王槐棘華族名家卿大夫諸司百寮悉皆拜焉法親王貴僧高僧凡有綱位者同來拜是日也諸侯羣士亦以次序而拜
趨洛陽繁華人皆改觀在官者在家編戶者在市者在江湖者在山野者皆欣欣然有喜色一遊一豫為諸侯度可以觀焉十有六日
畿内名山古刹僧侶諸社靈神凡有封戸者有神職者皆來拜於是命涓吉以是月十有八日当入朝堂上堂下聞之無不覓望於
是士林之中麾下之際或任拾遺或授位階者夥矣当是之時広内有旨 幕下可太政大臣辞不從 詔使 院使再三慫慂之固
辞竟不肯⁽⁸⁾

まず、直線部に關してであるが、その要旨は次のとおりである。

① 家光が入洛し二条城に入るや昵懇の公卿が迎え、勅使・院使が入洛を賀し、その翌日、勅使・院使が来て「聘礼」を贈り、皇太后も使いを送って贈り物を呈している。さらに撰政・左右内大臣・親王以下の公卿・殿上人や地下など朝廷の構成員全員、さらには法親王以下僧位を有する僧侶が二条城に来て家光に拜している。さらには

諸大名・旗本・藩臣（「諸侯羣士」）も、その身分序列に従って二条城に趣いて家光に拝謁している。

② このような京都の「繁華」は洛内外の人々の耳目を驚かせるとともに喜びをもたらし上洛してきた「諸侯」の楽しみ（「一遊一豫」）となっている。

③ 翌十六日には畿内の伝統的寺院の僧侶や社領を与えられている神社の神官が二条城に家光を訪ね拝している。

このような家光の盛況を羅山は「以て覲つべし」と評しているが、ここにおいては摂政を筆頭とする親王・公家・地下（「摂政三台親王槐棘華族名家卿大夫諸司百寮」）に加え「法親王貴僧高僧凡有綱位者」「畿内名山古刹僧侶諸社靈神凡有封戸者有神職者」（僧侶・神官）、「諸侯羣士」（大名・旗本・家老などの上級藩臣・公家家司・寺社侍）が家光に拝礼している構図が看取できる。かかる構図が、摂政・大臣・親王・公卿・殿上・地下といった「公家」、僧侶・神官、大名とその家臣・旗本といった「武家」の「頂点」に公儀権力者が位置しているという国家システムに即したものであることは論を俟たない。

そして、このような図式は、この部分の前段をなす記述における家光の評価と軌を一にしたものであると判断することができよう。因みに、その評価とは、家光の統治を、家康以来の徳川將軍家の統治を継承し、それを徳治の観点から拡大したものととして礼賛するとともに家光を、徳川家康による日本領有（「領扶桑」）を受け継ぎ日本の人々を「臣民」（「六合之臣民」）とする「封建主」であるとする理解である。

そして、天皇との関係においても、細線部「詔使 院使共來賀依例所」「翌日 詔使 院使復來聘礼 皇太后亦有贈進焉」とあるように二度、天皇や上皇から家光へ使いが派せられていることが叙述されている。將軍と大名との間でも參勤交代時、將軍からの使いが大名に派せられており、天皇や上皇から家光に使いが派遣されること自体は何ら不思議はないのであるが、羅山が、「賀使」に続いて「聘礼」のための使いが派遣されていると記している点は留意すべきであろう。なぜならば、「聘礼」とは、「人を招聘する時の礼物」（『日本国語大辞典』）「人を招くのに礼

を以てすること。また、その礼物」（『広辞苑』）のことであり、この家光の上洛が天皇・上皇より招かれたものであるとの立場を明示しているからである。

つまり、徳川家康による日本領有（「領扶桑」）を受け継ぎ日本人々を「臣民」（「六合之臣民」）とする有徳（「守成之徳」）の家光が、天皇・上皇より招きにより上洛したという基本構図を幕府儒官林羅山は提示しているのである。この構図のなかで公家・僧侶・神官の奉迎・拝賀、京都内外の士庶民の歓喜が描かれ、破線部において、これを受けるかたちで（「於是」）家光の参内の日の選定（「有命涓吉以是月十有八日当入朝」）とこれを聞いた朝廷側の喜び（「朝堂上堂下聞之無不覓望」）が記されている。さらに、これを受けるかたちで（「於是」）幕府麾下の叙任（「士林之中麾下之際或任拾遺或授位階者夥矣」）が語られ、重ねてこれを受けるかたちで（「当是之時」）家光自身に対する左大臣より太政大臣への昇任を行おうとする朝廷側の勧奨（「広内有旨 幕下可太政大臣」）が「登場」してくるのである。このため、朝廷側による家光や幕府麾下に対する叙任に関して、家光や徳川代々の徳治に喜びをもって「捧げられてもの」であるという図式が看取されよう。

ただし、家光は、朝廷側の再三の勧めにもかかわらず太政大臣への昇任を辞しているが（「辞不従 詔使 院使再三懇懇之固辞竟不肯」）、天皇による公儀権力者への官位叙任ということ自体、公儀権力者の至高性を損なうものであるため、公儀権力者を「王」とする王権システムでは説明できないものである。このため、家光の太政大臣昇任は、天皇を「王」とする王権システムに立脚したものであると考えた方が合理的であると考えられる。この点について羅山がどのように態度で臨んでいるかを次節で史料（波線部）に沿って考えよう。

三、太政大臣任官と天皇を「王」とする王権システム

前節で引用した『寛永甲戌御入洛記』の破線部に続く文章は次のとおりである。

議者謂　大権現　台徳院殿俱任相国今又被任則其官之相称也三代之芳声伝于後世不亦美乎不然以外戚故任之以權威故進之古來有之無取焉以皇祖　皇考之達尊登此官則徳爵齒之相応而相称也今若応詔輒就則闕之官奈　皇祖　皇考之盛徳何哉且今若從　詔許而後它人亦有攀龍附鳳之志則可之乎不可之乎可則驕不可則慍不若不從焉本為天下之元帥早任一上能掌四海豈有他求哉以此故確乎不肯聽焉雖有竹林院洞院兩丞相之擅美于前代其何以及此礼讓之美乎與其昇進就職不是其謙遜而垂拱殊絶勝豈啻万万倍而已乎哉真是非世俗之所知也豈庸庸之所可議哉有識者多之⁽⁹⁾

波線部の大意は、次のとおりである。

⑨　徳川家康（「大権現」）も徳川秀忠（「台徳院殿」）もともに太政大臣の官に就いているが、今、家光が太政大臣に任じられると、三代にわたって太政大臣に任じられたという「芳声」は後世まで伝わり大変麗しいことであるとされるかもしれないし、さもなくば、天皇の外戚という立場や「權威」を嵩に着て太政大臣の地位を得たのであって、このような事例は古来よりあることであり取るにたりないことであるとされるかもしれない。今は亡き祖父君や父君（「皇祖」「皇考」）の「爵位」・年齢・学徳（「達尊」）は、この太政大臣の職に昇るのに徳・「爵位」・年齢（「齒」）に相応しいものであったために称えられたのである。今、詔に應じて「則闕之官」（相応しい徳・力量を持った人物がいる場合のみに任命される官である太政大臣）に就けば今は亡き祖父君や父君の「盛徳」は何であつたのであろうか。

⑥ かつ、今、「詔許」に従って太政大臣になったならば、後日、他人がまた、すぐれた人や勢力のある人に付き従って出世しようとする野心（「攀龍附鳳之志」）を可とすることができようか、あるいは不可とすることができようか。もし、可とするならば、その人物を「驕」らせるだけであるし、不可とするのであるならば、その人物をして恨み（「慍」）を持たせるだけである。これらのことを考えると、太政大臣に任命するという詔に従わないにこしたことはない。

⑦ 家光は、もともと「天下之元帥」であり早くから「一上」（左大臣）に「任」じられて「四海」を治めている。もうこれ以上のことを求めようか。

⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳 㽴 㽵 㽶 㽷 㽸 㽹 㽺 㽻 㽼 㽽 㽾 㽿 㿀 㿁 㿂 㿃 㿄 㿅 㿆 㿇 㿈 㿉 㿊 㿋 㿌 㿍 㿎 㿏 㿐 㿑 㿒 㿓 㿔 㿕 㿖 㿗 㿘 㿙 㿚 㿛 㿜 㿝 㿞 㿟 㿠 㿡 㿢 㿣 㿤 㿥 㿦 㿧 㿨 㿩 㿪 㿫 㿬 㿭 㿮

はあるが、家光の「封建王」としての至高性を見出すことはできない。

なぜならば、例えば天皇からの「申し出」で、しかも最高の官職である太政大臣であるとしても天皇から官位を授与されること自体、「封建王」としての至高性を毀損するものであるし、天皇が編成する国家的序列のなかに公儀権力者を組み込んでいるからである。さらには、㉔に見られるように、家光が、官位の授与を通して天皇より授權されているという存在とされているからである。

かかる㉔の内容は、細線部の「本為天下之元帥早任一上能掌四海豈有他求哉」の部分において看取されるが、この点を少し詳しく見ていきたいと思う。

その際、参考にするべきは、この『寛永甲戌御入洛記』の和文版ともいえる『家光公御上洛記』に収められている「御参内之記 道春草案」において林羅山が記した「征夷幕下の兵権を取給ひ、一笛のくらゐに左相の府に昇給ひて四海を掌の中に握りましたます天下至尊也」という文である。⁽¹⁰⁾ 両者を較べると、『寛永甲戌御入洛記』の「本為天下之元帥」という部分は「御参内之記 道春草案」における「征夷幕下の兵権を取給ひ」に、「早任一上能掌四海」の部分は「一笛のくらゐに左相の府に昇給ひて四海を掌の中に握りましたます天下至尊也」にそれぞれ照応している。

『寛永甲戌御入洛記』の「元帥」の本来的語義は「一番上に立つて率いる人」で「諸将を率いる総大将」「將軍の統率者」を意味しているが、ここでは、「御参内之記 道春草案」において林羅山が「征夷」と「幕下（近衛大将の唐名）」と記していることで明らかのように征夷大將軍・右近衛大将のことである。そして、『寛永甲戌御入洛記』の「本為天下之元帥」の意味は、「御参内之記 道春草案」の「征夷幕下の兵権を取給ひ」にあるように「征夷大將軍（外征軍の総司令官）と右近衛大将（親衛軍の司令官）としての軍事指揮権を掌握している」というもので、家光の軍事的権限は天皇より「律令制下の將軍職」に任命されたことにより得られたものと説明しているのである。

次に『寛永甲戌御入洛記』の「早任一上能掌四海」の部分についてであるが、「一上」とは左大臣のことで「御参

内之記 道春草案」の「左相の府」と共通している。そして、その文意は、「御参内之記 道春草案」の「左相の府に昇給ひて四海を掌の中に握りまします」にあるように「左大臣に任じられて四海（国中）を統治している」というもので、軍事的権限と同様、家光の全国統治権は天皇より「律令制下の左大臣」に任命されたことにより得られたものと説明しているのである。因みに、公儀権力者は、朝廷の議政官である太政官の長官（大臣）に任命されることを例としているが、家光が任命されていた左大臣もその一つである。律令制下、太政官の長官が国政全般を掌握しているために天皇より公儀権力者が同職に任じられることは、公儀権力者が全国統治権を天皇より授権されたという象徴的意義を蔵していたといえよう。

そして、かかる象徴的意義を蔵していたことは、江戸幕府においては公儀権力者の意思を「台慮」、公儀権力者の命令を「台命」と称していることでも裏付けられる。

すなわち、その「台」とは本来「三台星」の称であるが、このことが転じて「三公」のことを指している。因みに、「三公」とは、「最高の地位にあつて天子を輔佐する三人」のことで具体的には中国では周代・明代などの太師・太傅・太保、唐代などの太尉・司徒・司空など、日本では太政大臣・左大臣・右大臣、または左大臣・右大臣・内大臣を意味している。このため、「台慮」「台命」とは、「左大臣」「内大臣」など「大臣の意思」「大臣の命令」ということであり、太政官の長官任命による天皇から公儀権力者への「授権」を前提とした用語であつたのである。

このように太政官の長官（大臣）任命が天皇から公儀権力者に対する全国統治権の「授権」という象徴的な国家行為であつたことは、公儀権力者の呼称をめぐる幕府の令達からも確認できる。すなわち、徳川將軍家の家長は家督相続直後の呼称を「上様」とすることが幕府より令されるが、「將軍宣下」儀礼後には、その呼称を、本来的には国家公権の所在を示す言葉である「公方」を用いて「公方様」と呼ぶように変更されるのを例としていた。このため、征夷大將軍の別称として「公方様」は理解されていることが多いが、この理解は、正確なものではない。なぜ

ならば、例外的に征夷大將軍就職後も大臣ではなく権大納言に止められていた最後の將軍徳川慶喜に関して慶喜の内大臣昇任後に、その呼称を「上様」から「公方様」に改めるように幕府が令しているからである。⁽¹⁾つまり、幕府は、本来的には国家公権の所在を示す語義を持つ「公方様」という呼称を、軍事統帥権に関わる「授権」を示す征夷大將軍の任命に関連するものではなく国政全般を管掌することを任とする太政官の長官（大臣、ここでは内大臣）の任命にともなうものであると認識していたと考えられるのである。⁽²⁾

このように家光は、天皇により律令制的官職に任命され、その官職の権限として軍事統帥および全国統治に関する権限を授与されたと幕府儒官の筆頭林羅山は説明しているのである。

このため、このような図式においては、家光の軍事的権限や全国統治権も律令制下の君主である天皇に本来的に帰属するものであると考えざるを得ない。

事実、『家光公御上洛記』の冒頭、林羅山は「天か下扶佐し給ふおほん政をうけつかせ給ひ、御代おたやかに民豊にして」と記し、徳川歴代の天下統治を「天か下扶佐し給ふおほん政」（天皇の天下統治を「扶佐」する統治）と規定しているのである。

また、このような図式では、林羅山が「天下至尊」という本来、天子のことを呼ぶ表現で家光のことを称揚したとしても、天皇が君主で家光がその臣下―朝臣であることは明白である。

このように、太政大臣に関する記事において家光の「封建王」としての至高性を見出すことはできないことは明らかであろう。そして、公儀権力者を「王」とする王権システムに替わって、ここで新たに語られているのは、律令制国家に淵源を発し中世の権門体制において変容した天皇を「王」とする王権システムである。そこでは、公儀権力者は天皇の臣下であり天皇より授与される官位より国家的に序列化されるとともに国家的権限を授権されている存在である。

そして、波線部の「大権現 台徳院殿俱任相国今又被任則其官之相称也三代之芳声伝于後世不亦美乎」の文辞に示されるように、徳川將軍家は、天皇により叙任されることにより代々その国家的位置づけを継受する「権門」としての地位を獲得していたものと考えられる。

事実、公儀権力者は、天皇から「源氏長者」「淳和奨学両院別当」に任じられており「清和源氏」という「権門」の長という地位を天皇より認定されているのである。⁽¹³⁾

以上のことから、幕府の儒官筆頭林羅山は、「台命」により寛永十一年の徳川家光上洛を描くに当たって、徳川將軍家の当主の有徳性を一貫した基調としながら相異なる二つの王権システムの論理を交替させていたものといえよう。すなわち、徳川家康による日本領有（「領扶桑」）を受け継ぎ日本人々を「臣民」（「六合之臣民」）とする有徳（「守成之徳」）の家光の勢威を誇る際には公儀権力者を「王」とする王権システムに、家光の上洛・叙任といった家光と天皇との関係性をふまえないといけない際には天皇を「王」とする王権システムにそれぞれ即して叙述していたのである。

そして、この著作が、幕府の儒官筆頭の立場にあるものが「台命」でなされたものである以上、かかる二つの王権システムの並存を内容とする立場は、王権システムに関する幕府の公的整理と位置づけられよう。

四、参内と天皇を「王」とする王権システム

さて、参内部分の記述であるが、太政大臣を辞退をした家光は、即日、参内しているが、その様子を『寛永甲戌御入洛記』は次のように描いている。

十有八日天朗氣清惠風和暢 詔使夙興來邀 御越既駕行粧濟濟多士如林前騎後騎殆二十輩左右歩行之士二百余其次第儀式如例然自古行伍之壯盛若今日能周備而佳麗未之有也自二条城至禁裏只聞警蹕而不聞武卒前呵之声雖從者如雲而不一夫争怒之氣自非平日教法克定則何至于此哉無貴賤無長少無縉素無男女盈道左伏拝仰之如日望之如天既比及禁門近侍卿相雲客奉迎之尾州紀州兩重相水戸黃門暨奥州加州隅洲三黃門越前參議越後羽林長州肥州羽林并群拾遺以下凡有官位者皆踴踞以謁爰停御轅日野重相進鉤簾飛鳥井黃門跪取沓井伊氏持勇劍吉良氏持宝刀共以從焉其及門内諸高官貴介搢紳下階奉迎之 幕下昇殿謁 龍顔天威遠顔咫尺奏進幣物若干天上雲間高而遠矣人間風日不到之處豈易測哉喜氣津津歛聲洋洋其祝規如例於是乎入蓬萊洞則侍御臣延玉椿之筭而姑射之山不改其色調長秋宮則 群公主連瓊樹之枝而坤樞之星猶增其耀壽觴事已祝慶令畢委蛇而退及晚還于二条城其從者供給如初是日也列国之達官貴勝悉捧聘物拝宸儀復拝仙顔兼献于皇太后是亦由幕下敬朝廷守國家之余波所広覃故也十九日諸侯伯子男卿大夫士皆來献拝趨賀疇昔之人朝也薄暮雨沛然洪範所謂風雨時若其斯之謂乎天意之所歸可知而已匪直也事真天授也

(14)

まず、細線部についてであるが、この部分は、家光が二条城を出て御所に向かう路次に関する記事である。このなかで、家光の参内を聴す「詔使」が二条城の家光のもとを訪れ、家光は、「轅」に乗って参内していることでわかるように「武家」の出で立ちではなく「公家」の衣装で参内している。また、その「駕行粧濟濟多士如林」とその華やかさを誇っているものの、先例に従った前後の騎馬二〇騎、左右の二〇〇名の歩行の供人数は、参勤交代時の大名行列の規模を考え併せると公儀権力者としては決して多くはない。このため、林羅山は、「今日」のようによく「周備」した上で「佳麗」なことは、これまでにないものであると主張して誇っている。そして、行列の前を乱す者が皆無で多くの供人数でもあるにもかかわらず供の間で争うこともないのは日頃から「教法」がよく、かつ行き渡っているからであると称賛し貴賤・老若・僧俗・男女の別なく沿道で平伏し家光を太陽や天のごとく拝している

と記し札賛している。

次に点線部について述べる。この部分は、家光が参内し天皇に対し直接、対面している様子を記したものである。まず、家光が御所に到着すると、家光を「近侍卿相雲客」が出迎えたことと記してある。「近侍卿相雲客」のうちの「近侍卿相」とは「尾州紀州両重相水戸黄門暨奥州加州隅洲三黄門越前参議越後羽林長州肥州羽林」といった大納言（重相）・中納言（黄門）・参議や近衛中将・近衛少将（羽林）の官を帯びた大名たちであり、これに侍従（拾遺）を加えた所謂「武家之公卿」であり「権門」たる徳川將軍家の「門流」の公家を構成していたものと考えられる。そこでは、親藩・家門・外様といった徳川將軍家との親疎関係に即した編成原理（公儀権力者を「王」とする王権システム下の大名の編成原理）ではなく官位という天皇との関係性にもとづく編成原理（天皇を「王」とする王権システム下の大名の編成原理）にもとづいたものである。

続いて、家光が轅から降り御所内部に入る場面が描かれているが、御簾を揚げた日野重相、沓をとった飛鳥井黄門はいわゆる將軍家昵懇の公家に属しており、「勇剣」をかかげた井伊は譜代大名の筆頭、「宝刀」を持った吉良は高家で、家光が門内に入るに及んで公家達（諸高官貴介搢紳）の出迎えを受けている。家光と天皇との対面に関しては「幕下昇殿謁 龍顔天威違顔咫尺奏進幣物若干」と表現されているが、それは、「家光（『幕下』）が天皇に『謁』した際、あまりに天皇の側近くに近づいたため天皇の威光をあまり眼前にし恐れ多く、贈り物若干を『奏進』した」という意味である。ここにおいて、天皇を君主、家光を臣下とする君臣儀礼を見出すことができる。

また、この儀礼が滞りなく行われたことについて林羅山は、「天上雲間高而遠矣人間風日不到之处豈易測哉喜氣津津歡声洋洋其祝規如例」と述べ、天皇と家光との儀礼を「人間界の風や日光が到らない高く遠い」「天上雲間」の出来事であり普通の人間が簡単に推し量ることができないものであるとし、かかる儀礼が無事に終わったことに対し人々の喜びや「歓声」が溢れかえっている、としている。かかる表現は、先述した官職任命を通じた天皇より公儀

権力者への授権のことを考え併せると、天皇に対する家光の拝調は、天皇により家光に対し「国家的正当性」は付与あるいは再確認する国家儀礼であったと幕儒の筆頭林羅山が見なしていたことを示しているものといえよう。

続いて、家光は後水尾上皇の御所で長寿を言祝ぎ、皇太后の御所で、その皇女たちをも含め婦道の鏡であるとして賛嘆し祝いの盃事をし、全ての「祝慶礼」を終えて御所を退出し二条城に戻っている。

以上の家光の参内は、天皇と家光との間における君臣関係を可視化したものといえ天皇を「王」とする王権システムに即したものと位置づけることができるであろう。

さらに波線部で関してであるが、天皇に対して「列国之達官貴勝」（『「武家之公卿」として位置づけられる大名）が拝調して献上物を捧げ、さらに上皇にも拝調・献上し皇太后に対して献上物を捧げたことを記している。林羅山は、この天皇と大名達の間の君臣儀礼について「幕下敬 朝廷守国家之余波所広豊故也」と記し、家光——公儀権力者——が朝廷を敬し国家を守る「余波」が広まったせいであると説明している。かかる大名達による儀礼が幕府の承認・指令に基づくものであると考えられる以上、この説明自体は正しいものとしなければならない。

しかし、同時に、かかる大名達による儀礼が、大納言や中納言といった太政官の次官や近衛府の次官や天皇の近侍職である侍従といった官職にもとづいた君臣儀礼であり天皇との間における君臣原理から逃れることができなかったことを表していることも事実であろう。それは、公儀権力者の承認・吹捧があるにせよ、天皇を「王」とする王権システムにおいて、大名が、公儀権力者同様、律令制に淵源を発する官位を天皇により付与され国家的に身分編成されているためである。

また、以上のような参内に関する記事を承けて、林羅山は、二点波線部において、天皇を「王」とする王権システムに即した家光の参内自体の成功を林羅山は「天意之所帰」「真天授」と表現し、「天」の営為として礼賛・絶対化している。このような「天道」に即した権力者の営為の正当化は、冒頭部の徳川家康や同秀忠に関する説明でも

見出されるもので、二つの王権システムにわたる記述が存在する『寛永甲戌御入洛記』の一貫したトーンになっている点は留意されるべきであろう。

以上、家光および「武家之公卿」とされる大名たちの参内記事について検討した。

家光の参内は、天皇と家光との間における君臣関係を可視化したものといえ天皇を「王」とする王権システムに即したものと位置づけることができるであろう。

そして、太政大臣任命問題と同様、そこにあるのは、本来、その軍事的・政治的・経済的強大性により獲得した公儀権力者の全国統治権——国家的権限——を、天皇が公儀権力者に律令制的官職を任命することにより授権したものとして天皇の下に国家的に身分編成するという、天皇を「王」とする王権システムである。それは、基礎構造では崩壊したものの、天皇が官位を与えることにより国家的機能を分担する諸権門を天皇の下に統一的に序列化し国家的統合を保っているという中世の権門体制の身分編成原理が幕藩制国家の上部構造の一部として残置したことによって成立している国家システムである。そして、この国家システムのもとでは、徳川将軍家も、中世の権門がその門流や家臣に対し天皇による官位叙任を当然視したのと同様、自身の親族や家臣（大名・旗本）に対し「仰付」というかたちで官位叙任を指令・承認し、天皇に対し彼らへの官位叙任を吹挙している。このため、官位を叙任された徳川将軍家の親族や家臣は、徳川家の家臣という性格のほか、天皇の臣（朝臣）という性格を獲得するに至っている。ここで描かれている「武家之公卿」たちの参内・天皇への拝謁も、このような権門体制のシステムを承けたものである、天皇を「王」とする王権システムの一部分であったことは論を俟たないであろう。

五、家光在洛・在坂記事と王権システム

これまでの検討で『寛永甲戌御入洛記』において、公儀権力者を「王」とする王権システムから天皇を「王」とする王権システムへと相異なる二つの国家システムを転換させた説明を行ってきたことを確認した。⁽¹⁵⁾

しかし、この書において林羅山が、天皇を「王」とする国家システムを基調としたまま、叙述を終えているわけではない。また、公儀権力者を「王」とする王権システムを基調とする叙述に戻っているのである。

① 二十有一日召攝録槐門龍樓鳳池相將八座七辨大夫士群官人并法親王高貴之僧綱等大饗之泪自諸侯至衆士亦豫焉竟日有散樂俳優令見之座闌復賜酒食此間日頒與絺綌單衣及白銀于衆人各有差皆依例有豊而無儉不知幾千万也二十有三日賜白銀十有二萬枚于洛中若是之巨惠振古未之聞也人皆甚悅雖大明無私而不能照陰処雖時雨同天而不克沾庇蔭是夫天地猶有所憾而況於人乎今此恩賜所及匹夫匹婦莫不普蒙所謂一人有慶兆民賴之其是之謂乎

② 閏七月乙卯朔越三日新增采地七千石被寄

仙洞添旧共一萬斛也

③ 厥明四日 幕下依召詣于 仙洞 御覽蹴鞠還枉 台駕于九条前博陸及子石大將之第特賜祿各有差比入二条城白雨降霰今日之從者無一人濡衣裳者設雖使令風雨未有如斯之應也世皆感之

④ 六日賜雲州隱州于京極若狹守賜若州與敦賀于酒井讃岐守

⑤ 八日二条左府康道公之子以邇日欲初冠故賜御諱字因名曰光平先是左府頻請求之故今有此仰也用 大権現初嘗賜左府以御諱字之先例也考之于前則有宗尊親王之賜平時宗稽之於後有義満之授満基義持之授持基以今而視之郁郁乎文哉可謂盛事

⑥ 九日琉球人来貢 幕下出前殿有 英覽由隅州黃門之款請也黃門同出拝謁焉

⑦ 十日藤原光平卿来拝謝此時左府亦共有拝礼

⑧ 十三日九条前博陸及其季子家基来拝謝比年有前博陸之懇訴屢乞使続松殿乃者許之起既絶之家立久廢之迹故号曰松殿然其備撰政家之員則未見許焉

⑩ 十四日督責聖護院照高院停園城寺長吏先是兩院互爭長吏是行也兩詞相備以聞甲失於遲怠乙失於濫訴故命黜兩院不許相為長吏

⑪ 封国食邑采地之印章于諸侯群士殆及七十章其余忘郡県郷邑名者不在今数中以期他日焉

⑫ 十八日西州諸侯多賜暇及祿有差逮晚幕下出城其從者不多人皆以為巡覽郭外詩然直赴北野却過祇園到清水寺而還洛辺之形成入于台覽

⑬ 二十日寄増采地二百石于圓滿院二百石于実相院共雖為三井之名室而職田甚少故也

⑭ 二十有二日召飛鳥井氏難波氏催遊庭之興以蹴鞠焉留洛之侯伯士大夫伺候縱觀之

⑮ 召撰政前左府藤原兼遐来前聞 命而退明日又来謁對話良久而罷人罕知焉

⑯ 二十有五日常 台駕于淀城於是乘樓船順流而下山色水声如有喜氣船者自南紀所獻也其粧飾雖古之青雀黃龍未曾有如是之尽美也已而達于大坂城留後者皆出拝迓翌日賜守者祿各有差有旨免大坂管内人家之年税及家宅沽佃之征又泉堺并平城人家之年税人皆大悅服逮晚幕下出周覽郭辺

⑰ 二十有七日 皇太后使者来奉問起居今日 御覽官馬乃出城巡築山而還

⑱ 二十有八日 台駕發大坂城到橋本泛輕舸過長岡經勝龍寺而上京晡時入二条城

⑳ 二十有九日尾紀兩重相水戸黃門及留洛諸侯来謁是日也兼遐公又參謁久之罷逮夜有旨授松平伊豆守安倍豊後守堀田加賀守從四位

②① 八月甲申朔早入 朝謁于 天顔又詣于 仙洞及觀 皇太后告暇東歸日在近故也亭午還二条少焉大雨乍晴於是乎詔使 院使來賀朔此時近侍卿相雲客皆進賀諸侯亦然

②② 二日南光房大僧正天海來拜且言頃者奉崇

東照大權現于江州坂本之宮奏行法会請

宣命使并著座官人事已而來云爾今日森内記出拝謝以其父沒襲封作州故也

②③ 三日兼退公復入府言談移刻而退死夕有 旨任鷹司内府於右府

②④ 四日尾紀兩重相入府共賜暇今日新賜松平陸奥守于江州采地五千石為辨在洛雜事故也

②⑤ 五日 台駕発洛陽赴 江戸（『寛永甲戌御入洛記』最終部分―引用者）

林羅山は、家光を貴賤の差別なく恩恵をもたらす有徳の君主として描いている。

すなわち、①において、羅山は、家光が、七月二一日、摂政・大臣・親王をはじめとする公家・官人、高僧に対し「大饗宴」をもよおし大名・旗本なども同じく饗したことを記している。そして、この饗宴の参会者に「絺綌単衣及白銀」を配ったことを記した上で、その翌々日には洛中の住民に白銀一二万枚を配布したことを叙しているが、このような「巨恵」はこれまで聞いたことがないものであり天地の営みである太陽（「大明」）や時雨でさえ日陰や雨粒がかからないところなど、その恩恵がいきわたらないところがあるので、ましてや「人」においては全てのものに恩恵を及ぼすことができないのは当然であるのに、今回の家光の「恩賜」に「匹夫匹婦」でさえ普く浴しており、まさに「一人有慶兆民頼之」というのも、この家光のことを指しているのではないかと家光を讃仰している。

また、②①における大坂・奈良における税租の免除も京都における恩恵と同様のものであり家光を称える羅山の記述である。つまり、羅山は、支配階級には饗宴と絺綌単衣・白銀の下賜、被支配階級には白銀の散布と税租の免除

という手法で家光が恩恵をもたらしたことに取り上げて「所謂一人有慶兆民頼之」と評価し、家光が「一人」＝「君主」としての絶大な有徳性を所持していることを強調して見せたのである。

次に所領関係の記事である。⁽¹⁶⁾

②は、後水尾上皇に対する仙洞領の宛て行い、④は、個別大名に対する改易転封、⑪は、諸大名旗本への領地の宛て行い状（「封国食邑采地之印章」＝朱印状）の交付、⑬は、寺院（圓満院、実相院）に対する加増、⑲の「森内記出拝謝以其父没襲封作州故也」は、大名家の家督・遺領相続、⑳の「新賜松平陸奥守于江州采地五千石為辨在洛雜事故也」は功績による大名加増をそれぞれ家光が命じたことに関する記事である。

因みに②では「新増采地七千石被寄仙洞添旧共一萬斛也」と上皇に対し敬意を表して「寄」「添」という用字を使っているが、公儀権力者が上皇の上位に立って所領を給付している図式であることは他の例となんら変わりはない。

④は、寛永十年の嗣子断絶による松江藩二十四万石堀尾家改易にともなうもので、若狭小浜から京極忠高が松江に入封し二十六万四二〇〇石、そのあとを武蔵川越から酒井忠勝が入封して新たに小浜藩十一万三〇〇〇石の主になっている。この一連の改易転封は、豊臣系大名の堀尾氏が改易されたあとを、外様とはいいながらも徳川秀忠の娘を正室に迎えていた京極氏を小浜時代の十一万三三〇〇石から大幅に加増して出雲・隠岐に配置して萩の毛利氏、広島浅野氏の抑えにしようとしたであり、かつ、徳川譜代の有力大名で家光の信頼の厚い酒井忠勝を京都の北に位置する小浜に配置し京都への軍事的管制を強化したものと見える。このため、この一連の転封は、公儀権力者の武断的な対大名政策を印象づけるものであったと考えられる。

⑪の朱印状の交付は諸大名・旗本に対する領地宛て行い状の交付に止まらず、「其余忘郡県郷邑名者不在今数中期他日焉」とあるように正保元年の国絵図・郷帳の徴収を予告するものであったと判断される。

そして、⑬についてであるが、圓満院・実相院とともに天台宗寺門派の門跡寺院で交替で園城寺（三井寺）の長

吏（寺務の総括責任者）を勤めるのを例としていた。「雖為三井之名室而職田甚少故也」とあるのは、この長吏の職務に対して寺領が過少であるため二寺に対し加増した、という加増の事情を説明した部分である。

さらには、²³は、美作津山藩十八万六五〇〇石森氏の家督相続・遺領継承に関する記事で、森忠政の遺跡を継承した森長継（森内記）が家光に御礼言上のために御目見得をしたのであり、²⁴は、当時、外様有力大名でかつ長老大名でもあった仙台藩主伊達正宗に対し上洛に関する功績を名目として近江国内で五〇〇〇石加増したものである。

これらの領地に関わる公儀権力者の権限行使のうち、朝廷に関しては上皇という「准頂点」、寺社に関しては門跡寺院という最上位クラスを対象にしており、公儀権力者が、封建的主従関係をともわない公的支配の頂点にあることを明示するものであったといえよう。そして、封建的主従関係をともなう大名に対する所領給付においては、改易転封、家督・遺領相続、勲功による加増といった多様なケースを網羅するとともに幕府軍勢力の強大性を梃子とした武断的大名支配を顕示するものであったのである。

このような事実をふまえると、これらの記事は、林羅山が、公儀権力者が行う所領給付の多様な場面を描くとともに封建的土地所有の統一的編成権者『「封建王」という家光の地位を強調するために記したと評価できよう。特に、上洛記事としては必ずしも記す必要性がない国絵図・郷帳の徴収の可能性に言及していることは、その徴収が「封建王」としての全国土の掌握という象徴的意義をも持つことを考え併せると、この感が深まるものと思われる。

③・⑤・⑦・⑧は家光と公家の最上位に位置する摂関家との関係を示している記事である。¹⁷

③は、「九条前博陸」（前関白九条幸家）・「右大将」（右近衛大将九条道房）邸を家光が訪れ禄を与えたというものの、⑧は九条幸家は、その子息九条道昭がかつてあった「松殿家」（九条兼良の兄で平安末の摂政藤原基房を始祖とするが源義仲と結んだために松殿家は摂関家から脱落）を再興することを願い出ていたのを、摂家としないことを

条件に家光が許したという内容が記されている。この「松殿家」の例は、摂関家の家分出において天皇ではなく公儀権力者が決定権を掌握していたことを示しており、公儀権力者による朝廷支配を如実に語るものである。

⑤・⑦は、摂家の一つ二条家の当主左大臣二条康道が嫡男の元服に際し、家光の諱から一字「頂戴」して光平と名乗らせたこと、親子ともども家光に対し御礼の「拝謝」をしたことに関する記事である。因みに室町時代（満基以降）・江戸時代、二条家の歴代当主は將軍の諱を一字「頂戴」しており摂関家のなかでも幕府と近い関係にあるとされているが、この記事も、かかる二条家の家例に触れたものである。

注意すべきは、林羅山が前例としていなかで室町幕府の將軍足利義満と二条満基、足利義持と二条持基の例はよいとしても、主従関係にある鎌倉幕府の將軍宗尊親王と執権北条時宗の例が挙げている点である。このことは、林羅山が、天皇・二条家間の君臣関係にかゝらず將軍家に対する二条家の従属関係が君臣関係に近いものと考えていたかも知れないことを示唆している。諱字の拝領は、元来、族制的なものは別として君臣儀礼に属しているものと考えられるが、ここでは「封建王」たる公儀権力者が、本来、天皇の最高の「朝臣」である摂関家をも自己の「臣下」としていた可能性を見出すことができるのである。換言するならば、公儀権力者の公的支配により「朝臣」として家領を安堵されていた摂関家の一つが、諱字拝領という君臣儀礼を行うことにより家臣としての要素を帯びたと考えられ摂関家の「昵懇之公家」版といえよう。

かかる家光と摂関家との関係は、朝廷を支配する公儀権力者Ⅱ「封建王」として位置づけに即したものでいえよう。

そして、⑮・⑳・㉓に示されるように官位の観点から見れば家光と対等もしくは上位にあるはずの摂政一条兼遐（昭良）が家光に会いに来ることを林羅山は「来謁」「参謁」と表現しているほか「藤原兼遐来前聞 命而退」とあるように家光は摂政一条兼遐に何事かを命じていると記しているのである。さらには、㉔では宮中の遊技である蹴

鞠を家職とする公家に自分の麾下の諸大名や旗本などの前で演じさせている。これらの記事も、家光を、朝廷を支配する公儀権力者Ⅱ「封建王」として位置づけたものと考えられる。

⑥は、琉球王国よりの「朝貢」使を京都で引見したことを記したものであるが、ここでは「属国」よりの「朝貢」を受ける存在として家光が林羅山により位置づけられている。この「朝貢」の場に関連する天皇に関する記述はなく、この『寛永甲戌御入洛記』のこの部分においては公儀権力者が日本の「王」としての地位を享受しているものと考えられる。

⑩は、園城寺の長吏の地位をめぐる聖護院と照高院との争いを濫訴であるとして両者を長吏の職から放逐し罰したことを扱ったものであるが、林羅山は、ここでは訴訟を裁く有能な統治者としての家光のイメージを提出している。

⑫・⑳などでは諸大名に暇を与えたり拝謁を受けたりするなど大名支配を行う主君としての家光が描かれているとともに京都内外の実情を視察する為政者として家光が提示されている。

⑱は、家光が「官馬」を「御覧」になり城外に出て築山を「巡」つたと記しており騎馬——「武芸」——に関心を示している姿を提示している。

⑳は、「連夜有旨授松平伊豆守安倍豊後守堀田加賀守従四位」とあるように家光は自分の家臣に対し位を授ける存在とされている。ここでは、家光による「授位」が、本来的には徳川將軍家という「武家権門」内における天皇への「吹拳」決定であり天皇による叙位によって完結するという国家手続きの一部であることは無視されている。

㉒は、東照宮信仰の「開祖」ともいうべき天海に関する記事である。そこでは、近江国坂本宮で行う祈祷に「宣命使」「官人」の派遣を朝廷に求めたことが記載されており、本来的には徳川將軍家の祖先祭祀である「東照宮信仰」に奉仕させられている天皇の姿が看取されるのである。

以上、検討した部分における徳川家光像を整理すると次のようになる。

- ① 上皇・寺院・諸大名に対して知行宛て行いや没収を行う封建的土地所有の統一的な編成権者であること。
- ② 家督・遺領相続、拝礼などに見られるように諸大名の主君であるばかりか摂関家の二条家に諱字を与えたりするなど、本来、天皇の臣下である朝臣の一部とも君臣関係に準じた関係を結んでいること。
- ③ 摂政一条兼遐に対しても参謁させ何事かを命じたり摂家の別家再興を許可するなど儀礼上も優越した立場を持つとともに朝廷への支配権をも行使する公儀権力者であること。
- ④ 公家・地下、高僧、諸大名・旗本ばかりではなく京都・大坂の住人達に大きな恩恵を施し市井を視察する仁徳あふれる支配者であること。

⑤ 裁判権を掌握しその処断を実現できる公儀権力者であること。

⑥ 外国の朝貢使の貢ぎを受ける「日本の王」であり外交権を掌握している存在であること。

⑦ 自家の「太祖」を神格化について天皇に奉仕させることができる存在であること。

以上のような家光の性格は、林羅山が、家光を「封建王」として描いていることを明らかに示している。すなわち、太政大臣任命や参内などに関する記事において見出された天皇を「王」とする王権システムにもとづく基調から公儀権力者を「王」とする王権システムに即した基調に戻ったと評価できよう。

しかし、このような基調ななかでも、天皇を「王」とする王権システムにもとづく基調に基づく記事を見出すことができることは留意しなければならないであろう。

すなわち、⑧の「八月甲申朝早入 朝謁于 天顔又詣于 仙洞及観 皇太后告暇東帰日在近故也」がそれであるが、「入 朝」の「朝」とは「朝廷」のことで「天子が政治をとる所」であり天皇を「天子」と位置づけていることは明らかである。では、家光の居所・執政する場所をどのように表現しているかという点、⑨「三日兼遐公復入府

言談移刻」・②④「四日尾紀両重相入府」の用例によれば、「府」と表現している。「府」は「役所」＝「官僚が執務する場所」という意味であり、ここでは家光は「王」ではなく「官僚」（大臣や将軍）として遇されている。すなわち、天皇が「天子」＝「王」であり、家光はその「官僚」であつたのである。

また、居所を訪れ暇の挨拶をするという儀礼は、通常、訪ねた方が下位、訪ねられた方が上位に位置している。また、「謁」「詣」「覬」という字は、上下関係をともなう儀礼行為を表現するものであり、天皇・上皇・皇太后の下位に家光が存在していたことは疑問の余地がないところであり、天皇・上皇・皇太后と「源朝臣家光」たる家光との間の君臣儀礼を表しているものと考えられるのである。

以上のように、本節で引用した在洛・在坂記事においても天皇を「王」とする王権システムにもとづく基調の部分と公儀権力者を「王」とする王権システムに即した基調の部分が並存していたことが確認できるのである。

六、おわりに

幕府儒官の責任者である林羅山は、将軍家光の「台命」により家光の上洛に関して『寛永甲戌御入洛記』を草したのであるが、天皇を「王」とする王権システムにもとづく基調の部分と公儀権力者を「王」とする王権システムに即した基調の部分が並存していたことは明らかであろう。前者の基調にもとづく部分は天皇に直接触れる叙述や天皇と関係性が極めて濃い人物（上皇や皇太后）や事柄（朝、朝廷など）、さらには参内や官位叙任など家光自身が見明らかに天皇のもと「朝臣」として行動している場面においてであり、後者の基調に即した部分は、徳川家康による日本領有（「東照大権現始平其不道征其不王而領扶桑文武相総寛猛兼濟諸侯畏之兆民戴之奉世皆所知也」）にはじまり、大名旗本との主従関係・土地の給付・処断・公家寺社支配・対外関係・「徳治」・「太祖」の国家的祭祀など公

儀権者の統治に関する記事に及んでいる。このことは、『寛永甲戌御入洛記』における国家システムが整合性を持っていないことを意味しているが、このような非整合性は、幕藩制国家の実態を反映しているものと考えられる。なぜならば、家光が天皇より官位をもらい上洛して天皇の面前では「朝臣」として行動していることも、徳川家康が豊臣家から公儀権力者の座を奪い封建的土地所有の統一的編成権を掌握し家光が法度による支配を全封建領主階級や被支配階級に対して断行するとともに徳川家康の神格化を推進し琉球王国からの使節に引見したことも事実であったからである。

この書が、「台命」により幕府儒官林羅山が記した者である以上、ここに書かれている王権についての説明、すなわち、徳川宗家の当主が二つの王権システムに立脚していたという説明が幕藩制国家下の王権に関する幕府の理解であったと考えても差し支えはないであろう。

また、少なくとも家光段階においては、林家の見解として天皇を「天子」とする見解だけではなく公儀権力者をも「王」とする見解をも持っていたことは銘記すべきであろう。

そして、このように、「頂点」が異なる王権システムが二つ存在し、その「頂点」は、一つの王権システムでは「王」たり得ても、他の王権システムでは、そのシステムの「頂点」―「王」に下位に positioning される存在であったのである。このような両義性は、註(2)で述べたように幕藩制国家下の二つの王権システムが異なる出自を持っていることに由来しているものと考えられるが、天皇を「王」とする王権システムにおいては、何故に「王」たる天皇が権力を持たず「朝臣」である公儀権力者が日本を権力支配しているのか、という問題をいかに合理的に説明するのか、という問題に必然的に逢着する。この問題の解答として、権門体制的枠組みに則った「国家システム」に即した論理が林家によって提起され幕府も正式に認めていたことは第三節で確認したところである。因みに、その「国家システム」とは、律令制的官位体系に則した天皇よりの授權(例えば左大臣の職掌としての政務総攬や征夷大將

軍・右近衛大将の職掌としての軍事統帥」と徳川将軍家に対する「権門」（源氏長者）としての認定・公儀権力の「家職」化であり、このような図式は、すでに豊臣期においても見出すことができる。しかし、このような「天皇が全国統治権を公儀権力者に授権する」という天皇を「王」とする王権システムの図式は、公儀権力者が最強最大の個別領主で、その実力で中央統一権力を掌握し日本を領有しているという現実と乖離していることも事実である。このため、天皇を「王」とする王権システム（権門体制的国家システム）を説明するための、かかる現実を投影したいくつかバージョンが提起されたのである。これらのバージョンとは、天皇から公儀権力者が「冊封」を受けているといった「冊封論」、天皇を「王」とし公儀権力者を「霸者」、大名を「諸侯」とする「王霸論」的秩序観、天皇から「大政」を公儀権力者は委任されているとする大政委任論などであり、これらがそれぞれ単独で、あるいは融合されつつ語られていくのである。

註

- (1) 藤田覚氏「近世王権論と天皇」、堀新氏「織豊期王権論再論——公武結合王権論をめぐって」（大津透編『王権を考える』山川出版社、二〇〇六年）、田中暁龍氏『近世前期朝幕関係の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）。
- (2) かつて、筆者は、幕藩制国家の王権システムを分析し、最強最大の個別封建領主が公儀権力を「家職」化した天皇をも含む全封建領主や人民を支配するという「軍事力を根幹とする統治システム」と、天皇權威を基本とし天皇により律令制的官位に任叙されることなどにより「公儀」たる個別領主の全国統治を正当化する『王霸論』的秩序に即した統治システム」という二つの国家システムが併存していることを指摘し、公儀権力の軍事的・政治的強大性の変化にもとづく相互関係の変移により、確立期における天皇の地位の低下と幕末における天皇の上昇が生じたことを論じたことがある。このように、二つの統治システムを設定し両者の相互関係の変移により幕藩制国家の王権の在り方を説明しようとする立場は、基本的には將軍と天皇とが両者とも王であるとする①の立場に属しているものと考えられる。

ただ、留意しなければならないのは二人の王が存在しているといっても、その王が権力や権威を完全に具備している王ではなく不完全性を有している「王」であった点である。このことは、二つの統治システム（王権システム）の概念設定をした際に、そのそれぞれのトップを王と呼ばずに頂点と表現した理由である（『幕末における「王」と「覇者」』、ペリカン社、一九九七年。第二章第三節、「近世確立期將軍宣下儀礼に関する一考察」（『九州史学』第118・119合併号、一九九七年）。

その後、二つの王権にかかわる統治システムが最も交錯している分野（宗教分野）に的を当てて本能寺や西本願寺の史料分析により次のような知見を得ている（『近世「寺法」に関する一考察』『九州文化史研究所紀要』46 二〇〇二年）。

④ 幕藩制国家下でも独自の法体系「寺法」を持ち支配下の僧俗を律していたこと。

⑤ 中世における制度法の一形態ともいえるべき有職故実（官位叙任規定等）に見られるように権門体制的枠組み（中世法）が、幕藩制下の「寺法」に継承され、近世寺院統制システムである本末制度における教団の支配維持のためのイデオロギー装置や身分制度に転化していること。

⑥ 「寺法」は「藩法」に対して原理的に対立しており、中世に淵源する権門体制的法体系と近世的な領主法の対立関係が見出されること。

⑦ 幕藩制国家が、公儀権力による統一封建的土地所有編成を本質とする近世的封建国家を主にしながらも、上部構造に限っていうと、中世の権門体制的部分Ⅱ国家統合機能も残存していた「複合国家」ともいえるべきもので、二つの「王権」に象徴される相矛盾する国家原理を、権力と権威という相異なる領域に基本的に限定することにより、国家としての整合性を確保していたこと。

因みに、前者のシステムは、応仁の乱以降の封建領主階級間における抗争を、その強大な軍事力・政治力で鎮定し日本を統一した公儀権力者は新たな封建国家である幕藩制国家を構築し「封建王」として統一的土地所有権を掌握し、改易転封や法度による支配など、その軍事力・警察力を基礎とした国家支配を確立した結果成立したもので、公儀による領主交替や天領・私領の村々における公儀触れ傍示に示されるように、この国家支配は全構造に及んでおり、天皇・皇族を含む公家、寺社を含む全封建領主階級や全ての被支配階級を直接、その支配の対象としている。

後者のシステムは、古代律令制国家に源を発し中世権門体制下で変容を遂げた王権が近世国家において部分的に繼承されたものである。因みに権門体制とは、独自の所領を持つ天皇家・摂関家・将軍家・大寺社などの権門がそれぞれ国家的権能を分担する一方、天皇が官位を与えることにより諸権門を天皇の下に統一的に序列化し国家統合を保っているというものである。勿論、権門体制は基礎構造では解体しているが、天皇による官位授与を通じた身分編成という部分では存続し「権門」（中世の権門ではない）として残存している。そして、公儀権力者となった武家も、羽柴秀吉が、天皇から「豊臣」の姓を与えられ関白まで累進したことに示されるように天皇のもと、「権門」としての性格を備えるに至っている。

このため、幕藩制国家は、基本的には公儀支配を根幹とする封建国家でありながらも、上部構造では中世の「権門体制」的部分を継承した複合国家といえよう。二つの「王権」の並存は、権力（領地給付や没収、武家諸法度など法度による支配など軍事力・警察力に裏付けられた権力支配）と權威（官位叙任などの身分的權威・序列・国家的正当性の付与、徳川家康霊に対する東照大権現の神号宣下など唯一の神聖王としての宗教的權威や権能）という相異なる場に棲み分けることにより可能になっていたと思われる。

このような王権システムの並存は次のような歴史的経緯に起因している。すなわち、応仁の乱以降の封建領主階級間における抗争を、その強大な軍事力・政治力で鎮定し日本を統一した公儀権力者は新たな封建国家である幕藩制国家を構築し「封建王」として統一的な土地所有権を掌握し、改易転封や法度による支配など、その軍事力・警察力を基礎とした国家支配を行った。この国家支配は、天皇・皇族を含む公家、寺社を含む全封建領主階級や全ての被支配階級を対象としており「公儀権力者を「王」とする王権システム」の具体的内容である。しかし、暴力装置に依拠した権力支配の分野では公儀権力者は独自、かつ鞏固な基盤を確立し得たのであるが、王権の国家的正当性の分野では、戦国以来の封建領主間運動の延長線上にある封建国家の「公儀」という独自の正当性を確保していたにもかかわらず、独自の国家的身分編成を完全には構築せず、「天皇を『王』とする別個の王権システム」のなかに自己を「武家権門」として定置することにより、中世国家の「遺制」ともいうべき天皇を頂点とする「国家」のもとに国家的身分および正当性を確保する途を選択したのである。

なお、近世国家と権門体制との関係については村井章介氏「補説8」権門体制と中世国家史研究」（永原慶二氏他

三名編『日本歴史大系2 中世』(山川出版社 一九八五年) 六四～七〇頁。

- (3) 宮崎道生『新井白石序論 増補版』(吉川弘文館 一九七六年) 三六～八一頁、山本博文「徳川王権の成立と東アジア世界」(小林彪・金子修一・渡辺節夫編『比較歴史学大系1 王権のコスモロジー』弘文堂 一九九八年) 九九～一〇〇頁、藤田覚前掲論文 一九〇～五頁、大川真『近世王権論と「正名」の展開史』(お茶の水書房 二〇一二年)。

- (4) 山本博文前掲論文 九九～一〇〇頁。

- (5) 『幕末における「王」と「覇者」』(ぺりかん社、一九九七年) 五〇～二頁。

- (6) 京都史蹟会編『林羅山文集』上巻(ぺりかん社 一九七九年) 二三六頁。

- (7) 『国語大辞典』によれば「幕下」は近衛大将の唐名、さらには將軍・大將軍の異称とされている。『寛永甲戌御入洛記』において林羅山は、家光のことを「幕下」という呼称で表現しているが、この「幕下」が、家光が征夷大將軍と右近衛大将を兼任しているために「近衛大将」という意味で使用しているのか、それとも単に「大將軍」という意味で用いているのか、という問題に逢着する。ただ、後述するように『寛永甲戌御入洛記』の和文版ともいえる『家光公御上洛記』中の「御参内之記 道春草案」において林羅山は「征夷幕下の兵権を取給ひ」と「征夷」と「幕下」とを並列して記しており(松平慶永等編『徳川礼典録』(尾張徳川黎明会、一九四二年) 上巻 六二三・三三三頁)、この場合は「幕下」を「近衛大将」という意味で使用していることは明らかである。また、『寛永甲戌御入洛記』では武家の官名を「亜相」「黄門」「羽林」など唐名で記している例が殆どである。このため「幕下」を「近衛大将」の唐名として使用している可能性が極めて高いと判断されるが、なお、『寛永甲戌御入洛記』において「御参内之記 道春草案」のような用例を見出すことができないため断定するには若干の躊躇の念を感じざるを得ない。なお、小論を書くに当たって『寛永甲戌御入洛記』などの解釈のために参照した辞書は、『国語大辞典』『広辞苑』『大漢和辞典』『新漢語林』などである。

- (8) 『林羅山文集』上巻 二三七頁。

- (9) 同前書 二三七～八頁。

- (10) 『徳川礼典録』上巻 六二三・三三二頁。

- (11) 洪沢栄一編『徳川慶喜公伝』3 (東洋文庫版)

- (12) 將軍宣下儀礼において、徳川家光、吉宗、家重のときは、任征夷大將軍の宣旨を受領する際には拝戴の所作をせず任内大臣の宣旨を受領するとき拝戴の所作を行っている（『近世確立期將軍宣下儀礼に関する一考察』）。
- (13) 徳川將軍家の「権門」化については、拙稿『御請下書』と幕藩体制國家の『王権』システム（『九州文化史研究所紀要』第五十五号 一〇三頁、二〇一二年）を参照のこと。
- (14) 『林羅山文集』上巻 二三七頁。
- (15) 同前書 二三八〜四一頁。
- (16) 大名の改易転封などについては藤野保『改訂増補 幕藩体制史の研究』（吉川弘文館 一九七五年）に、国絵図・郷帳徴収については川村博忠『国絵図』（吉川弘文館 一九九五年）などによった。
- (17) 公家の系譜などについては、『公卿補任』『公家事典』『日本史総攬』などを参照した。なお、松殿家再興については長坂良宏『撰家』松殿家の再興〜寛永・明和期の事例から（『人文』〈学習院大学〉6 二〇〇八年三月 三八三〜九六頁）を参照のこと。